令和８年11月17日
総務常任委員会資料
総務・市民協働部税務課

ユニ宇治川マンション損害賠償等請求事件の概要について

ユニ宇治川マンション共用施設に対する固定資産税及び都市計画税にかかる損害賠償等請求事件につきまして、令和８年11月10日に京都地方裁判所において判決がありました。

１　訴訟の概要

事件名：損害賠償等請求事件（令和５年(ワ)第2977号）
原　告：ユニ宇治川マンション５号館管理組合ほか81名
被　告：宇治市
提訴日：令和５年10月20日
訴　額：1,460,000円（返還請求税額381,103円及び遅延損害金を除く）
概　要：昭和58年度から課税されていた、５つの棟で構成される分譲マンションにおける共用施設に対する固定資産税及び都市計画税について、原告らが所有する５号館にはもともと所有権が無かったとして、本市に対して「昭和57年当時、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく行われた過失による誤った課税であり、国家賠償法にいう違法があった」として納付済税額の返還と慰謝料及び弁護士費用等に係る損害賠償を求めたもの

２　経過

昭和54年６月頃	１号館～４号館及び当該共用施設完成
昭和55年４月	１号館～４号館所有者に対する当該共用施設の按分課税を開始
昭和57年５月	５号館完成
昭和58年４月	１号館～５号館所有者に対する当該共用施設の按分課税を開始
・ ・ ・	
令和２年８月	５号館所有者より課税内容に関する問合せ （以降、令和４年４月まで継続的に協議するも合意に至らず）
令和３年４月	１号館～４号館所有者に対する当該共用施設の按分課税に修正
令和４年10月	５号館管理組合より調停申立
令和５年３月	調停不成立
令和５年10月	５号館管理組合ほか81名より訴訟提起
令和６年１月	第１回口頭弁論
・ ・ ・	
令和８年９月	第17回口頭弁論　結審
令和８年11月10日	判決

３　宇治市の主張

当該共用施設は、未登記であるうえに、マンション全５棟に対して１つしかなく、昭和 57 年当時に１号館～5 号館所有者の共有物であるとみなして課税したことは、課税庁として合理的な解釈に基づいたものであり、国家賠償法にいう過失にはあたらない。

４　判決内容

主文

（１）被告は、別紙認容額一覧表の「原告」欄記載の各原告に対し、同別紙の当該原告に係る「合計」欄記載の金員並びに同別紙の当該原告に係る「平成 16 年」ないし「平成 31 年」の各欄記載の金額に対するその翌年の１月１日から支払済みまで年5%の割合による金員及び同別紙の当該原告に係る「令和２年」の欄記載の金額に対する令和３年１月１日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

（２）原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

（３）訴訟費用は、これを７分し、その６を原告らの連帯負担とし、その余を被告の負担とする。

（４）この判決は、第１項に限り仮に執行することができる。